

災害ケースマネジメントによる被災者の生活復興支援に係る取組指針

1 目的

この指針は、鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例（平成 21 年 7 月 3 日鳥取県条例第 43 号）第 25 条の 2 及び第 30 条に基づき、災害ケースマネジメントによる被災者の生活復興支援に係る標準的な体制及び方法等について示すことを目的とする。

【鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例（平成 21 年 7 月 3 日鳥取県条例第 43 号）】

（被災者の生活復興支援体制の構築）

第 25 条の 2 県及び市町村は、相互に連携し、必要に応じ、個々の被災者の住宅、就労、健康、財産管理その他生活に係る課題に総合的に対応する体制を構築し、被災者の生活の復興支援を行うものとする。

（指針の作成）

第 30 条 知事は、市町村長と協議して、市町村の防災、危機管理又は復興に関する施策の参考となる指針を定めることができる。

2 定義

この指針において「災害ケースマネジメント」とは、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じて専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて支援計画を作成し、継続的に支援することにより、被災者の生活再建が進むようマネジメントする取組をいう。

3 鳥取県における災害ケースマネジメントによる生活復興支援に係る取組方針

- （1）災害時に誰一人取り残さない生活復興を目指して、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況等を考慮した上で必要に応じて、災害ケースマネジメントの手法を活用して被災者を支援する。
- （2）災害ケースマネジメントを活用した生活復興支援にあたっては、市町村、県、社会福祉協議会、専門士業団体等の関係機関が連携して行うものとし、関係機関の連携体制を構築するため、鳥取県災害ケースマネジメント協議会を組織する。
- （3）災害時に、災害ケースマネジメントを活用した生活復興支援が円滑に実施できるよう、鳥取県災害ケースマネジメント協議会において、手引き等の資料を作成し共有するとともに、研修を実施して人材育成を図る。
また、各関係機関は手引き等を参考にして、災害時の実施体制を平時から検討しておく。

4 対象となる災害

地震、風水害等の災害で、災害の規模、被災者の状況を踏まえ、市町村が災害ケースマネジメントによる被災者の生活復興支援の実施が必要と判断するものを対象とする。

5 市町村・県等の役割

	災害時（生活復興期）	平時
県	・市町村への支援（専門家派遣 等）	・手引き等の資料案の作成、関係機関との共有 ・関係機関の連携体制の構築（協議会の開催） ・専門士業団体等とのネットワーク形成 ・市町村等担当者の人材育成（研修の実施等） ・地域防災計画への記載
市町村	・被災者の生活復興支援の実施主体	・庁内の実施体制整備

	・訪問調査、ケース会議の主催等の実務の実施	・外部の関係者の把握と連携体制の構築 ・担当者の人材育成 ・地域防災計画への記載
鳥取県社会福祉協議会 (災害福祉支援センター)	・市町村への支援(助言、人員派遣 等)	・市町村、県への協力 ・災害ケースマネジメントの普及啓発
専門士業団体等	・市町村、県への協力(被災者の相談対応に係る専門家の派遣 等)	・県とのネットワーク形成

6 災害ケースマネジメントの主な流れ(例)

(1) 既存情報の整理

平時から市町村の福祉部局、その他の福祉関係機関等で把握している情報等をもとに、支援対象となる可能性のある世帯を選定する。

(2) 訪問調査の実施

支援が必要となる可能性のある家庭を訪問し、自力での生活再建が可能か、難しい場合はどのような問題があるかを確認する。

(3) ケース会議の開催、支援計画の作成

関係機関が集まりケース会議を開催し、訪問調査で得られた情報をもとに支援計画を作成する。

(4) 支援の実施

支援計画に基づき支援を実施する。

※災害ケースマネジメントに係る具体的な実施手順等については、別途作成する手引きを参照のこと

7 災害ケースマネジメント協議会

県や市町村をはじめとする災害ケースマネジメントの関係機関を構成員として協議会を設立し、災害ケースマネジメントを実施するにあたっての平時からの連携体制の構築と災害発生後の被災者支援の取組みへの合意形成を図る。